

『就実論叢』第51号 抜刷

就実大学・就実短期大学 2022年2月28日 発行

オットー・ブルナー（1898-1982）の1920年代の 功績にみる後の「ナチの歴史家」の萌芽

Scientific activities of Otto Brunner (1898-1982) in the 1920s
and approach to later Nazi historian

小 林 亜 沙 美

オットー・ブルンナー (1898-1982) の1920年代の 功績にみる後の「ナチの歴史家」の萌芽

Scientific activities of Otto Brunner (1898-1982) in the 1920s and approach
to later Nazi historian

小 林 亜沙美 (総合歴史学科)

KOBAYASHI Asami

キーワード：オットー・ブルンナー、Nazihistoriker、西洋中世史、学説受容
ドイツ、オーストリア

本文

はじめに

ヨーロッパの中世史について研究をする者は常に、日本国内だけでなく現地、即ちヨーロッパの先行研究に目を向ける必要がある。そして様々な国と地域の先行研究を見ていると、過去の研究者の学説や学術上の立場の受容のされ方、認知のされ方が、実は国によって異なっていることに気づく。例えば筆者は2001年から2021年までドイツで、ヨーロッパ中世史の研究と教育に携わったが、ドイツ語圏においては「第2次世界大戦中にナチ政策に加担していた」とみなされた歴史家は、おおむね蔑みの意味を込めて「Nazihistoriker (ナチの歴史家)」と相称される。そして Nazihistoriker の著書・学説・論説の扱い方には十分な配慮をすること、可能であればこれらに触れることは避けるべし、という事が暗に推奨された。しかし Nazihistoriker の扱い方がドイツ語圏以外ではそうかと言うと、例えばイタリアの歴史学界ではそれほどナーバスではないし、日本の歴史学界においても Nazihistoriker の学説も主張も著書も現在でも問題なく引用されている。

このように、国と地域によって学説受容に差があるという事を私たちは、国際的な研究活動において、様々な国と地域の研究者たちとの相互理解を目指す際に念頭に置くべきであろう。ある国では批判、もしくは断罪されている学説や学者が、違う国ではまだ有効なことがある。では、なぜそのような状態は生じるのであろうか。ただ単に「お国柄の違い」の一言で処理できるかもしれない。しかし我々歴史学者は、過去の研究者の活動と周囲への影響などを、人物史・社会史・学術史的分析力と言った我々の研究技術を駆使し、この「お国柄の違い」が生じるプロセスを解明するべきであろう。

このような目的意識の中、本論では Nazihistoriker の取り扱いを巡る問題のケーススタディとして、歴史家オットー・ブルンナー (Otto Brunner, 1898-1982) に注目する。オー

ストリア出身のブルンナーは第2次世界大戦中のオーストリアで歴史家として大成し、戦後の西ドイツ歴史学界で活躍し1986年に死去した。実にこの1980年代の西ドイツ歴史学界では世代交代がほぼ完了しており、戦争を知らない歴史家たちは、第2次世界大戦直後以降に活躍していた歴史学者たちの1945年以前の功績の徹底的な見直しをする動きを見せていた。1989年のフランクフルト歴史家大会で大々的に *Nazihistoriker* について論争が開始され、この分野の研究が本格的にドイツ語圏全土で着手された¹。その結果、これまでナチ的過去を沈黙してきた多くの歴史家たちは没後に *Nazihistoriker* とされ、功績が見直され、断罪されるという傾向になるのであるが、ブルンナーもそのひとりとなるのである²。

現在のドイツ歴史学界においてブルンナーの学説や理論の有効性は非常に問題視されている。その理由は主に、ブルンナーが1945年以前にはナチの学術政策に関与していながら、戦後その過去を告白せず、反省の意を示さず、加えて戦後の学説・主張の核心は未だナチ的であり、言葉と文章だけが現代風になっているだけであるから、ということである。ブルンナーがドイツ語圏でここ数十年間に *Nazihistoriker* 研究の対象となっており、批判の対象にもなっている研究動向は日本でも紹介されている³。しかし1970年代に、はじめてブルンナーの論文集邦訳が出版されて以来⁴、ブルンナー学説は日本では未だに有効性を維持している。ここに、学説受容の国と地域による差が明確に見えるのである。では現在の日本でも引用され言及されるブルンナーはどのように歴史大家となっていくたのであろうか。実はドイツにおけるブルンナーについての研究では、彼の若い時代の、ナチ性の薄い時代の活躍は、それほど注目されていない。なぜならナチの学術政策にブルンナーが本格的に関与していったのは1930年代以降だからである。

そこで本論では敢えてそれ以前、つまり1920年代のブルンナーに焦点を当て、若き歴史家ブルンナーの研究の特性と関心を明らかにし、その後のブルンナーの論説展開とナチ政

¹ SCHULZE, Winfried et al.: *Deutsche Historiker im Nationalsozialismus. Beobachtungen und Überlegungen zu einer Debatte*, in: SCHULZE, Winfried et al. (ed.): *Deutsche Historiker im Nationalsozialismus*, Frankfurt am Main 2000, S. 11-48.

² FALBUSCH, Michael: Die „Südostdeutsche Forschungsgemeinschaft“. Politische Beratung und NS-Volkstumspolitik, in: SCHULZE, *Deutsche Historiker* (note 1), S. 241-264; ALGAZI, Gadi: Otto Brunner. „Konkrete Ordnung“ und Sprache der Zeit, in: SCHÖTTLER, Peter (ed.): *Geschichtsschreibung als Legitimationswissenschaft 1918-1945*, Frankfurt am Main 1996, S. 166-203 (邦訳: 小野晴美「オットー・ブルンナー「具体的秩序」と時代の言葉」木谷勤他訳『ナチズムと歴史家たち』(名古屋大学出版会) 2001, 125-154)。

³ 西川洋一「オットー・ブルンナーの「ラント」論をめぐるいくつかの問題」『國家學會雑誌』123 (2010), 992-1042; 同「VolksgeschichteとVerfassungsgeschichteドイツ国制史研究史への一視角」『國家學會雑誌』109 (1996), 902-943; ハンス＝ヘニング・コーテューム (三佐川亮宏訳)「オットー・ブルンナーとナチズム:時代を巧みにくぐり抜けて来ました(上)(中)(下)」『思想』1136 (2018), 110-131; 『思想』1138 (2019), 68-87; 『思想』1142 (2019), 127-143; 同「歴史家たちのその後—ナチズム期の中世史研究」『創文』506 (2008), 19-22。

⁴ オットー・ブルンナー (石井紫郎他訳)『ヨーロッパ その歴史と精神』(岩波書店) 1974年; オットー・ブルンナー (山本文彦訳)『中世ヨーロッパ社会の内部構造』(知泉書館) 2013年。

オットー・ブルナー（1898-1982）の1920年代の功績にみる後の「ナチの歴史家」の萌芽

策での活躍の土台を見つけていく。まずオットー・ブルナーが歴史家及びアーキビストとして勤務を始めるまでのプロフィールを幼少時代から描写し、引き続き、彼の研究関心が徐々にナチ的関心と重なっていった経過、そして、後のブルナーの特徴ともいえる従来の歴史学への批判姿勢とブルナーの見解の更なるナチ化の経緯を記していく。そして1920年代の終わりまでにブルナーがどのようにして、後のナチ体制下で活躍する歴史家となっていったかをまとめ、本論文を結ぶ。

ブルナーのプロフィール

オットー・ブルナーは1898年4月21日にオーストリア東部、ウィーン近郊のニーダーエスターライヒ州メートリング郡で裁判官であった父ハインリヒとワイン製造業者の娘フローラ（旧姓ビリンガー、Birringer）との間に誕生した⁵。1900年7月に父ハインリヒが死去すると母は実家のある同州クレムス＝ラント郡ランゲンローイスに子供を連れて戻り⁶、そこで幼きブルナーは国民学校に通った。その後、母フローラが軍人と再婚したことを契機に、この継父の転勤に合わせてブルナーは転校を余儀なくされる。すでに無きハプスブルク帝国の旧帝都であり、未だ帝国の伝統を多数残していたウィーン、当時ドイツ人居住者が特権階級として多数存在したチェコ中南部イフラヴァ、同南東部ブルノという3つの都市で人文系ギムナジウム（中学校・高校）に通い、多感な少年時代を過ごした。1916年5月にギムナジウムを修了し、1918年11月までオーストリア＝ハンガリー軍に属し、陸軍少尉としてイゾンツォ前線で従軍する。1982年にブルナーが死去した際に追悼文を執筆したオットー・フリードリヒ・ヴァンター（Otto Friedrich Winter）は「この様々な運命的困難に満ち溢れた子供時代と少年時代」（Die an schicksalshaften Schwierigkeiten reiche Kindheit und Jugend）はブルナーの性格形成に影響を与えたであろう。また「ハプスブルク帝国終焉期の現実」（die Wirklichkeit der Endphase der Habsburgermonarchie）、当時の「農民層、公務員層、職業軍人層と言った各社階層の独特の考え方や生活条件」（die Denkweise und die Lebensbedingungen tragender Schichten derselben, des Bauernstandes, des Beamtentums und des Offizierkorps⁷）を多角的に観察し、体感したことは、後のブルナーの研究上の関心分野を決定づけるのに影響を及ぼしたのではないかと推測する⁷。ではブルナーの研究上の関心分野とはどのようなものであったのだろうか。従軍を終えたブルナーはその後、地元ウィーン大学に1918年に入学する。

⁵ Universitätsarchiv Köln 197/52, fol. 12 (Lebenslauf Brunners); WANDRUSZKA, Adam: Nachruf, Otto Brunner, in: *Österreichische Akademie der Wissenschaften. Almanach für das Jahr 1982, 132 Jahrgang* (1983), S. 387-397, S. 387.

⁶ CONZE, Werner: Nachruf Otto Brunner, in: *Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte* 69 (1982), S. 452-453, S. 452.

⁷ WINTER, Otto Friedrich: Nachruf, In memoriam Otto Brunner, in: *Mitteilungen des Österreichischen Staatsarchivs* 36 (1983), S. 557-563, S. 558.

ウィーン大学でのブルンナーの専攻は歴史学と地理学であり、学びの師には著名な研究者が多くいた。日本人西洋中世史研究の第一人者上原専禄（1899-1975）がウィーンに1920年代留学した際に深く学んだ経済史学者アルフォンス・ドプシュ（Alfons Dopsch, 1868-1953）や史料文献学者オズワルド・レードリッヒ（Oswald Redlich, 1858-1944）などにブルンナーも学んでおり、ひょっとしたらブルンナーもウィーン大学で上原始め日本人留学生・研究者に交流していたかもしれない。ブルンナーは更に、当時の中世史学研究的の大家ハインリヒ・スルビック（Heinrich Srbik, 1878-1951）に師事した。また当時のウィーン大学には、オーストロファシズムに染まる有識者たちを多く輩出した有名な経済史学者オトマー・シュパーン（Othmar Spann, 1878-1950）もおり、ブルンナーもおそらくシュパーンの講義を傾聴していたであろう。ところで、ここにあげたブルンナーの師たちはウィーン大学の多くの教員同様、大ドイツ主義者であり、ブルンナーも（元々その気質があったのであろうが）それに染まっていく⁸。

第1次世界大戦に敗北し1918年に第1共和国が開始したオーストリアには様々な問題が散在していた。そしてこれら問題との対峙方法、ないし問題解決の糸口を探るべく、ブルンナーは在学中に歴史学と地理学以外にも法律学、経済学、社会学、哲学、芸術史などの講義に参加した。更に在学中にウィーン歴史協会（Verein der Wiener Geschichte）に入会、オーストリア歴史研究所（Österreichisches Institut für Geschichtsforschung）に入所し、都市史・地域史・歴史補助学という分野で研究方法を確実に習得し、関心と見解を深めていった。ところでこのような大学での師との交流、及び大学外での学術活動を通じて、彼の人脈が早期に拡大していったことは、彼の後のキャリアにとっても非常に重要なことであった。ブルンナーはそのような人脈に囲まれ、1921年にはオーストリア歴史研究所でアーキビスト職業訓練を開始し、1923年7月アーキビストとしての国家試験に合格、同年秋ウィーンのオーストリア国立古文書館の中の「家門・宮廷・国家古文書館」（Haus, Hof und Staatsarchiv）でアーキビストとして勤務をはじめ⁹。

ブルンナーの研究テーマに見るナチ政策への接近

古文書館でアーキビストとして勤務を始めて最初にブルンナーが発表した論文は、中世史にではなく近世初期についてのテーマであった¹⁰。論文の内容は、従来ウィーン側の史料によってのみ研究がされていた1683年ウィーン包囲を、トルコ側の史料を用いて再分析するものであった。具体的にブルンナーは、トルコ戦争当時のオスマン帝国の外務大臣に

⁸ WEIß, Stefan: Otto Brunner und das Ganze Haus oder Die zwei Arten der Wirtschaftsgeschichte, in: *Historische Zeitschrift* 273 (2001), S. 335-369, S. 366; JÜTTE, Robert: Zwischen Ständestaat und Austrofaschismus. Der Beitrag Otto Brunners zur Geschichtsschreibung, in: *Jahrbuch des Instituts für Deutsche Geschichte* 13 (1984), S. 237-262, 246-248.

⁹ Universitätsarchiv Köln 197/52 fol. 12, Lebenslauf Brunners.

¹⁰ BRUNNER, Otto: Eine osmanische Quelle zur Geschichte der Belagerung Wiens im Jahre 1683, in: *Mitteilungen des Vereins für Geschichte der Stadt Wien* 5 (1925), S. 37-41.

あたる職務についていたギリシャ出身の政治家アレクサンドロス・マヴロコルダトス（Alexandros Mavrokordatos, 1641-1709）の日記からウィーン包囲を再考したのである¹¹。分析の結果、このマヴロコルダトスの日記に記述のあるウィーン包囲は、オーストリア側の史料から見るウィーン包囲と大差が無かったという結論に至るのであるが、この結論以上にブルンナーのキャリア分析に際し我々にとって重要なことは以下の2点である。まず、ブルンナーが既に1920年代始めに、東方地域・民族について関心を抱き、同地域を敵地とみなしていたということ。もうひとつの重要点は、マヴロコルダトスが政治家キャリアと並行して故郷ギリシャで行っていた文学活動を通じ「ギリシャのナショナル意識の成長」（auf das Erwachen des griechischen Nationalbewußtseins）¹²に影響を及ぼしていたとブルンナーがみなし、重要視している点である。ところで「ナショナル」という言葉には「国民の」という意味のほかにも「民族の」という意味を持つのでここではこの言葉を敢えてカタカナのままにしておく。ウィーン包囲の当時、ギリシャという国はなかったが、オスマン帝国の中で独立国ができることを目指していたギリシャ人たちがそこにはいた。そしてこのような、様々な民族が一つの国の中に共存しつつも、その他の民族と対峙し競合していたという状態が、まさに中世後期以降のハプスブルク帝国、ないし、第1次世界大戦直前までのオーストリア＝ハンガリー帝国なのである。そしてブルンナーは自身を「オーストリア人」とみなした上で、旧ハプスブルク権力国家内外の多くの民族をオーストリアの敵、ひいてはドイツの敵とみなす。そしてこれら敵対民族の相互団結意識の歴史の変遷に注目しながら、彼等の歴史と内情についての研究を後のブルンナーは行っていく。先にも述べた2点が注目すべき点である理由は、ブルンナーが1930年代以降、まさに東方の諸民族についての研究で活躍をしていくからである。そしてその後、この分野でナチの学術政策に貢献し、更なるキャリア・アップをするのであるが、その布石を実はこのような非常に早い段階で見出すことが出来る。

ところで後のナチ党の重要な支持層に農業従事者がいるが¹³、中世ヨーロッパの農民史についてもブルンナーは1925年に論じていた。中世農民史の研究方法は基本的に今日においても非常に様々であるが、ブルンナーが同論文において注目した研究材料は、農民と貴族との日常のかかわりを見出すことができる14世紀の古文書群であった。古文書翻刻¹⁴と分析を通してブルンナーは、14世紀南チロルの小貴族エグノ・ツー・トラミン（Egno zu Tramin）は農村を支配し、農民に囲まれながら騎士的生活を送っていたことを明らかに

¹¹ Ibid., S. 37-38.

¹² Ibid., S. 38.

¹³ 中村幹雄「ワイマール共和政末期における農民層の政治的動向－シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州の場合」『史林』43（1960）、361－380頁。

¹⁴ BRUNNER, Otto: Zur älteren Geschichte der Khuen von Belasi, in: *Festschrift zu Ehren Emil von Otthentals. (Schlern-Schriften. Veröffentlichungen zur Landeskunde von Südtirol 9)*, Innsbruck (1925), S. 228-234, S. 231-234.

した。また、同貴族家門の子孫が勢力を拡大し、17世紀ウィーンでの重要な貴族階級であり、帝国伯の家門クーエン・ベラジ (Khuen-Belasi) となるまでの家門政策と系譜学的つながりを論じた¹⁵。ここでは、貴族家門についての政治史描写以上に貴族と農民との日常的繋がり描写が、地域史・法制史を考慮に入れた上で前面に押し出されており、同論文執筆時の時代的関心の反映をみることができるのである。

古文書館で勤務をしつつ1926年にブルンナーはウィーン大学歴史学部で博士論文を提出する。1931年¹⁶に刊行された同論文のテーマは中世末期のオーストリアとワラキア（現在のルーマニア南部）との関係史であった。即ちブルンナーが既に関心を抱いていた東方研究をさらに深めた論文となっている。ワラキアには中世後期以降、オスマン帝国支配下でありつつも、独立を主張した侯国が存在したのであるが、複雑な政局の中で、ハプスブルク家のオーストリア＝ハンガリー帝国も同地域の所有権を主張する時期もあった。結局ハプスブルク家はワラキアを獲得するに至らなかったのであるが、これをブルンナーはハプスブルク家の失態とし、その原因と影響をこの博士論文で究明する。同論文内でブルンナーは、トルコ、ロシア、ハンガリーといった東方の敵とこれら敵による対西側攻撃態勢についての緻密な分析を行う事で、1920年代後半のオーストリア、及びドイツの敵対勢力の軍事史的側面を明らかにした。そうして「現代の敵」が歴史的に見ても敵対勢力である事を正当化したのである。更にブルンナーは、これら敵対勢力の本拠地である東方地域に中世以来、散住するドイツ系民族にも注目をしている。これはまさに1920年代のドイツやオーストリアでの、外地ドイツ系民族に関する研究や調査への関与と貢献であるとみなすことができる。この分野での研究をブルンナーは今後も精力的に継続し、ナチ政権が開始した1933年にドイツで刊行された『国境地域ドイツ・在外ドイツ中事典』¹⁷の作成にブルンナーも従事することになるのである。

ナチ政策で最も有名な政策と言えば、反ユダヤ政策であろう。そしてブルンナーも1927年に中世ウィーンのユダヤ人の歴史とユダヤ人政策の歴史について論じていた。「領邦式部卿ウルリッヒ・フォン・ダックスベルクのアーカイブーウィーンのユダヤ人史余論」と題した論文の中でブルンナーは、オーストリア大公領内の低地オーストリアの領邦式部卿という役職に就いていた14-15世紀の貴族ウルリッヒ・フォン・ダックスベルクの業務文書アーカイブからこの役職について論じた¹⁸。同アーカイブに伝来した古文書の多くはオーストリア大公が領邦式部卿職ウルリッヒに宛てたものであり、内4通がユダヤ人保護命令に関する文書であった。そしてここから派生して、ブルンナーはウィーンのユダヤ人

¹⁵ Ibid., S. 230.

¹⁶ BRUNNER, Otto: Oesterreich und die Walachei während des Türkenkrieges von 1683-1699, in: *Mitteilungen des Instituts für Österreichische Geschichtsforschung* 44 (1930), S. 265-323.

¹⁷ PETERSEN, Carl (ed.): *Handwörterbuch des Grenz- und Auslandsdeutschtums*, 2 Bde., Breslau 1936.

¹⁸ BRUNNER, Otto: Das Archiv des Landmarschalls Ulrich von Dachsberg. Mit einem Exkurs zur Geschichte der Juden in Wien, in: *Mitteilungen des Vereines für Geschichte der Stadt Wien* 7 (1927), S. 63-90, S. 64.

オットー・ブルナー（1898-1982）の1920年代の功績にみる後の「ナチの歴史家」の萌芽

史余論をすすめるのである¹⁹。その余論の中で、1421年にオーストリア大公アルプレヒト5世の命令で生じたウィーンのユダヤ人共同体破壊政策の前史をブルナーは探る。その目的で、上述のウルリッヒのアーカイブ内に伝来されていた1400年前後に発布された2通の古文書に注目し、あわせて中世ウィーン史年代記を引き合いに出し、一次史料（古文書）と二次史料（年代記）の総合分析を行った。その上で、1421年のユダヤ人共同体破壊活動は決して短絡的な事件ではなかった、それ以前からオーストリア大公保護下にあったユダヤ人に対しウィーン市民たちは嫌悪感を懐いていた、そしてその嫌悪感が徐々に増大した結果、社会全体状況の改善を目論んだ大公の政策が発案され、その結果として同事件が生じた、つまり中長期的な社会経済史の流れの経緯の一つの終点であったと定義した²⁰。同論文が発表された1927年当時、ドイツにおいてもオーストリアにおいても、ナチの勢力は徐々に強まっていた。それに伴い、反ユダヤ主義は急速にそして着実に普及していった。その様な時期に、中世ウィーンのユダヤ人共同体破壊政策を淡々と史料を使って描写し、更にそれを、オーストリア大公の行ったその当時最適で妥当な社会政策としたことは、反ユダヤ政策の歴史的当然性をアピールするには抜群であった。

従来の歴史学研究への攻撃と概念史への関心

前の章ではブルナーの研究関心がナチ政策の関心に徐々に接近し重複していったことを記した。本章ではブルナーの中に潜在した後の *Nazihistoriker* としての重要な素質を経済史・社会史を含めた概念史の分野に見つけていきたい。

ブルナーが歴史家として活躍し始めた20世紀初頭の経済史研究は主に、経済学者・経済史学者たちが「経済的發展段階論」を用いて行っていた。そしてブルナーは真っ向からこの理論に反対する立場をとる。彼は時代の連続性を主張する一方で、経済活動を含めた過去の事象をある程度の時間的閉鎖空間内の事柄とみなす傾向にある。各時代の変遷は、決してその前の時代からの進歩や発展と定義づけることはできない、と言う考えである。更に、ブルナーは歴史叙述における各種用語の使用方法も批判した。彼の言い分によると、現在（つまり20世紀初頭）の歴史家が、過去の事象を説明する際に使用する言葉や概念は、結局は近代歴史学が誕生した19世紀及び20世紀に通用している言葉と概念である。ところが、20世紀にしる19世紀にしる、過去からの同じ発展段階にあるわけではなく、大まかに言うと、現在と近世と中世とはそれぞれ完全に異種な時代なのである。それ故、従来の歴史学で行われているように、現在の言葉や概念を使って、中世の事柄を説明することを問題視する。そしてその代わりに、中世史料にある専門用語や概念を中世史の説明に使う事を強く提唱するのである。

ところで概念史の分野でブルナーは *Nazihistoriker* として大成した結果、第2次世界

¹⁹ Ibid., S. 66-69.

²⁰ Ibid., S. 69.

大戦後ドイツの歴史学を牽引し、彼の社会史・経済史という面における活躍と合わせ、その影響力は日本にも伝わった。以上のことを踏まえ、ここで若きブルンナーの経済史・社会史・概念史という分野における活動の萌芽を着実に追っていく。

経済史

東アルプス地域の金発掘・金貨鑄造の歴史について扱った1926年の論文の中でブルンナーは文字史料の分析に加え、古銭学・歴史地理学的分析能力を発揮する。13世紀のザルツブルクと15世紀にフッガー家が繁栄したアウグスブルクの経済状況とを相互比較し、前者が後者にとっての経済的前段階ではなかったことを確認し、発展段階論の限界を示した²¹。この事例を基に、各地・各時代の経済状況を比較する際、それぞれ異種独自の歴史背景・政治背景・思想背景に照合し分析するべきであると、経済史研究の基本姿勢を説いた²²。

こうして経済史に対する関心から派生し、従来の歴史学における研究方法・体制に苦言を呈することも始めるのも1920年代の末期ごろからである。例えば、1440年から1540年のウィーン市の財政状況から、同市の経済・社会・政治の実態描写を行うことを目的とした²³1929年の教授資格論文「ウィーン市の財政について—その初めから16世紀まで」の序章においてブルンナーは従来の社会経済史研究の方法について厳しく批判している。それまでのオーストリア中世後期経済史研究においては、特にその時代の貨幣史が非常に誤解を招きやすい方法で研究されている上、異なる社会層毎の購買能力も考慮に入れていないので、当時の経済状況の実態等を把握しがたいと指摘する²⁴。それを踏まえ、ブルンナーは新しい調査方法を考案する。本論文ではこの調査方法についての具体的説明は省くが、その方法とは1440年から1540年の西欧のグルデン（金貨）貨幣の変換レートとウィーンの生活必需品価格及び一般給与の変遷、更に金価格の暴落にも注目するというものであった²⁵。こういった数字が示す経済史史料に加えて、議会議事録やその他の古文書等の文字史料といったウィーン市の財政収支に関わる様々な史料分析、ウィーン内外の歴史背景—例えばウィーンの入金の源に対して常に強く要求権を出していた領邦諸侯の権力—を考慮に入れ、都市全体及び市議会の変遷について調査したブルンナーの教授資格論文は、当時非常に高い評価を受けたのである²⁶。

²¹ BRUNNER, Otto: Goldprägung und Goldbergbau in den Ostalpen, ein Beitrag zur Geschichte des Frühkapitalismus, in: *Numismatische Zeitschrift Neue Folge* 19 (Band 59 der ganzen Reihe) (1926), S. 81-112, S. 104.

²² *Ibid.*, S. 103-104.

²³ BRUNNER, Otto: *Die Finanzen der Stadt Wien von den Anfängen bis ins 16. Jahrhundert*, Wien 1929, S. 5-6.

²⁴ *Ibid.*, S. 28-29. ここでブルンナーが批判した方法とは、当時の貨幣の金属含有量をまず推測し、そしてその推測された金属含有量から貨幣の価値を、今度は現在の通貨と照合し求める、というやり方であった。

²⁵ *Ibid.*, S. 28-35.

²⁶ KLEBEL, Ernst: O. Brunner, *Die Finanzen der Stadt Wien von den Anfängen bis ins 16. Jahrhundert*, Wien 1929. Studien aus dem Archiv der Stadt Wien, 464 Seiten, in: *Jahrbuch für Landeskunde von Niederösterreich* 22 (1929), S. 389-391; REHME, Paul: Otto Brunner, *Die Finanzen der Stadt Wien von den Anfängen bis ins 16. Jahrhundert*. Studien aus dem Archiv der Stadt Wien, herausg. von Otto H. Stowasser, Bd. 1/2. Wien, Deutscher Verlag für Jugend und Volk, Ges. m.b.H., 1929. XX und 463 S. gr. 8^o, in: *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte. Germanistische Abteilung* 50 (1930), S. 484-486.

オットー・ブルナー（1898-1982）の1920年代の功績にみる後の「ナチの歴史家」の萌芽

なるべく実態に近い中世を描写することを常に目指したブルナーが他の論文の中で使用した史料の中には、16世紀のウィーン商人たちが皇帝に提出した覚書もあった。ブルナーはまずその翻刻を行い²⁷、13世紀以降のウィーンの商業とウィーン商人の歴史を考慮に入れ²⁸、先行研究に基づくこの覚書の作成年を再検討し正確に1528年と修正し²⁹、商人たちの当時の要望と請願の実態に迫ったのである³⁰。請願者であるウィーン商人たちはドイツとオーストリアにおいて「嘗ては良き秩序により」(in vortzeiten durch guet ordnung) 外国商人よりも「かなり優遇されていた」(ubertroffen hoch aufgenommen) が、「混乱によって」(durch unordnung) 変化したという³¹。彼らはこの状況悪化の原因を1446年から1490年までのハンガリー戦争、及びそこに起因するその後のハンガリー商人の立場と影響力に見出しており、その上で、それ以前の古き良き時代を憧憬していたのである³²。このように商人たちの内情や実生活を研究対象に含む経済史描写をブルナーは目指し、経済学者たちが理論で固めたような経済史を批判していたのである。ところで、ウィーン商人たちのこの覚書が提出された8年後の1536年皇帝フェルディナンド1世は商人の請願に沿うような新条例を發布する。しかしここにおいて、商人の覚書と皇帝の新条例との間に直接的関係があると、安易に結論づけぬようブルナーは注意喚起を行う。この関係性はどの史料でも裏付けを取れていない以上、その点では用心深く見るべきであるとする³³。

政治史

経済史の分野で行った研究方法批判をブルナーは更に政治史の分野でも行っていく。1929年のウィーン政治史についての論文を執筆した際、彼は当時、新刊であり大作とされた1927年出版のウィーンのアークビストであるマックス・ヴァンクサ (Max Vancsa, 1866-1947) が著した2巻からなる『下オーストリアと上オーストリアの歴史』を取り上げ、ヴァンクサの研究方法を痛烈に批判した一なるほどヴァンクサは、地域史という枠組の中でウィーン政治史を詳細に描写したが、その土台に史料分析はほぼなく、大半が「ハンドブックから引っぱってきた一般論」(mit Hilfe allgemeiner aus Handbüchern gezogener Thesen) であると苦言を呈する³⁴。また、オーストリア経済史研究のパイオニ

²⁷ BRUNNER, Otto: Eine handelspolitische Denkschrift der Stadt Wien an König Ferdinand I., in: *Oswald Redlich zugeeignet anlässlich der Feier seines siebenzigsten Geburtstages (Mitteilungen des Instituts für Österreichische Geschichtsforschung 11. Ergänzungsband)*, Innsbruck 1929, S. 474-496.

²⁸ Ibid., S. 476f.

²⁹ Ibid., S. 476; FAJKMAJER, Karl: *Handel-, Verkehr- und Münzwesen (Geschichte der Stadt Wien Bd. 4)*, Wien 1911, S. 546. ファイクマイヤーは1522年作成としていたがブルナーは1528年作成と訂正した。

³⁰ BRUNNER, Eine handelspolitische Denkschrift (note 27), S. 475-486.

³¹ Ibid., S. 477-480, Zitat aus der Quelle S. 489.

³² Ibid., S. 475-484.

³³ Ibid., S. 488.

³⁴ BRUNNER, Otto: Die Politik der Stadt Wien im späteren Mittelalter. 1396-1526, in: *Historische Studien Alfred Francis Pribram zum 70. Geburtstag dargebracht*, Wien 1929, S. 5-39, S. 5, Anm. 1.

アでもあり19世紀末から20世紀初頭に活躍したウィーンの歴史家カール・シャルク (Karl Schalk, 1851-1919) の遺作となった中世後期のウィーン貴族の自力防衛権についての著作も、「立派な功績」(die große Arbeit) としながらも、やはりシャルクの研究方法を批判している³⁵。双方の研究者の問題はなにか、それはブルンナーの目には明らかであった一彼らは中世後期国家を「あまりにも近代の目線」(allzu sehr mit modernen Augen)³⁶で考察しており、それぞれの各著書の中に「中世の『無政府状態』についての軽蔑的な価値判断がそれとなく表れている」(ein überall in der Darstellung durchschimmerndes, abfälliges Werturteil über die mittelalterliche, Anarchie³⁷) のだという³⁷。正にこの、近代の基準でもって中世の時代を考察する事、これをブルンナーはこの後、機会があるごとにあちらこちらで批判するのであるが、その起点をここに見出すことができる。

ヴァンクサやシャルクに代表される従来のウィーン政治史研究の中でも具体的にブルンナーが問題視したのはフェーデ(私闘)についての研究であった。従来の研究においては、フェーデそのものとそれに関わる中小の係争が、無意味な複数の小規模のフェーデが無秩序に雑然と纏れ合っている様に著されており、これは間違った見解であると指摘する³⁸。ブルンナーによると、フェーデを行う権利は中世には確立されており、この状態を理解するには中世の法と国制状態をも考慮に入れなくてはならないが、先行研究では法制史的な論拠は不十分であるという³⁹。それどころか中世を、近代の視点、つまり平和が構築された国家を基本とし、権利を貫徹するための暴力行使は国家権力にしか認めていない近代の基準に則り、「フェーデ研究」と言う名目で結局は戦闘状態のみを描写し、評価しているというのである。具体的にブルンナーの目に映っていた、20世紀初頭までの中世史研究の多くは、政治的な出来事の大枠にのみ注目していた。その様な研究のなかで描写される中世の社会構造は「アンティーク的なメモの集合体」(eine Sammlung von antiquarischen Notizen) という程度のものでしかなく、「いわゆる文化史的な章」(in sogenannten kulturgeschichtlichen Kapiteln) で付録のように扱われるのみであったのである。それ故、経済史・法制史的研究からの功績は「文化史的珍品」(kulturgeschichtliche Kuriositäten) として扱われていたという⁴⁰。

このような間違った見解から脱出する一歩として、ブルンナーは経済史を経済学者ではなく歴史家が、政治史を政治学者ではなく歴史家が研究し、これまで以上の史料分析を奨励するのである。これはアーキビストとして勤務しながら、様々な史料に囲まれ史料を

³⁵ Ibid., S. 5, Anm. 1. Vgl. SCHALK, Karl: *Aus der Zeit des österreichischen Faustrechtes 1440-1463. Das Wiener Patriziat um die Zeit des Aufstandes von 1462 und die Gründe dieses Ereignisses*, Wien 1919.

³⁶ BRUNNER, Die Politik der Stadt Wien (note 34), S. 6, Anm. 1.

³⁷ Ibid., S. 6, Anm. 1.

³⁸ Ibid., S. 15.

³⁹ BRUNNER, Otto: Beiträge zur Geschichte des Fehdewesens im spätmittelalterlichen Österreich, in: *Jahrbuch für Landeskunde von Niederösterreich Ser. NF 22* (1929), S. 431-507, S. 432.

⁴⁰ Ibid., S. 432.

扱ってきたブルナーによる自身の研究方法に対する信頼と自信の表れである。またこれら史料に関しても、（ブルナーのウィーンの政治史についての著書からもわかるが）従来は主に領邦諸侯書記局、ウィーン市当局や大学当局といった、公な機関で作成された比較的見つけやすい史料が主要分析史料となっていた。しかし、この種類の史料からは、中世に生きた人々の実生活を把握することは難解、もしくは不可能であり、今後はもっと領邦議会における議事録をはじめとする様々なメモや各貴族の個人アーカイブに残る様々な種類のあらゆる史料を翻刻・編纂するべきとする。このような歴史補助学的研究を今後も継続することで、史実についての「真の知識に」（zu einer wirklichen Kenntnis）⁴¹、「真の背景」（den wahren Hintergrund）⁴²に到達することができると主張する⁴³。

その様な研究方法を用いて、何を知ることができるのか。ブルナーは、15世紀のオーストリアで生じたある2つのフェーデについての論文の中で、皇帝家臣と諸侯家臣たちがフェーデに関連してどれほどの経済的支出を行ったのか、その内どれほどの額を皇帝にどのように返還要求したのか⁴⁴、フェーデ該当地域に居住する人々にはどのような被害があったのか、フェーデ軍は軍隊維持目的で農村等の略奪、時には強奪を行っていた⁴⁵、と言うような点にまで触れ、フェーデの実際の規模とその社会的、経済的影響を鮮明に描写したのである。またフェーデは従来、概ね中小貴族間の小競り合いとしてみなされていた。しかし、実は皇帝や領邦諸侯といういわゆる「有力権力者」たちは常時これら中小貴族の経済力・組織能力に頼っており、結果として、中小貴族間のフェーデが皇帝や領邦諸侯にも様々な影響を及ぼすことがあった、とフェーデそのものの定義づけにも大きな変化を提唱した⁴⁶。

フェーデ以外の中世の抗争についても例えば、15世紀初頭のハプスブルク家のレオポルド公とウィーン市民団との抗争をブルナーは再考する。それまで、権力者家門とツンフトとの単純な闘争とみなされていた同抗争であるが、この抗争と前後する複雑な歴史上の経緯にも目を配るとこのような見解は「幼稚極まる類型」（primitive Schema）⁴⁷であるとブルナーは酷評する。政治変遷は社会経済的原因の説明を通じて把握することができる、そしてそれは決して「大まかな論究」（allgemeine Erörterung）によってではなく、「個々の事実の内容の具体的分析によって」（durch konkrete Analyse des individuellen Tatbestandes）把握可能であると主張する⁴⁸。その様にとらえると、同抗争はその後のウィー

⁴¹ BRUNNER, Die Politik der Stadt Wien (note 34), S. 15.

⁴² Ibid., S. 15.

⁴³ Ibid., S. 15 の注釈Anm. 39では史料第一主義に基づく自分の功績のひとつとして1929年発表のDas Archiv des Landmarschalls Ulrich von Dachsbergの論文を紹介している。

⁴⁴ BRUNNER, Beiträge zur Geschichte des Fehdewesens (note 39), S. 439-441, 459-465.

⁴⁵ Ibid., S. 441-447, 465-480,

⁴⁶ Ibid., S. 489.

⁴⁷ BRUNNER, Die Politik der Stadt Wien (note 34), S. 16.

⁴⁸ Ibid., S. 16-17.

ン市の市民と権力者との間における力関係の変遷の一つとみなすことができ、例えば、およそ100年後の1526年のオーストリア大公フェルディナンド1世が発布した都市法に至るまでの連続性を見出すことができるという。すると、この都市法が決して絶対王政の権力の暴力などではなく、ウィーンの政治的変遷のプロセスの中で生じたひとつの出来事であるとみなすことができると主張する⁴⁹。

これまでウィーン市、市政、市の経済と商人などに注目してきたブルンナーは更に、中世における市民層全体に目を向けた⁵⁰。中世市民についての考察において彼がまず問題視したのは、歴史学で使用されている「市民」(Bürger)という概念であった⁵¹。ドイツの都市住民の在り方の変遷を包括的に、かつ統一的に描写することは不可能であるとしつつ、その多様性を年代順に説明する。市民層は皇帝・国王・その他権力者たちに対してそれぞれ異なる形で政治経済的意味を有しており、その意味は時代によって時に急速に、時に緩やかに変遷をしていった。そして変遷過程はいかなるものなのか。ブルンナーによると、中世の時代、都市・市民は、いわゆる上の権力(皇帝・国王・領邦諸侯・周囲の大司教座など)にとって政治的・経済的に意味を持つだけでなく、それぞれ政治的・経済的に「独自の生活」(Eigenleben)⁵²を営んでいたという。そしてこれがまさに中世の独自性であり、近世、特に近代以降には見られなくなるという。つまり、15-16世紀の時代に地方権力者たちは都市自治を制限し始める。そしてそれ以降その動きは留まることなく、むしろ激化し、特に19世紀の統一運動を経て、最終的に近世国家が諸都市のそれまでの政治的「独自の生活」を終わらせてしまった、とする。

都市住民の歴史を研究するに際し、ブルンナーが更に注目していたのは、ドイツ人の居住拡大政策の一つである東方植民であった。ドイツ人の東方植民政策史を描写することでブルンナーは、ドイツ周辺の北方・東方地域にはドイツ人入植以前は「原始的な社会・経済構造」(primitive soziale und wirtschaftliche Struktur)⁵³が広がっていた事、そのような地域にドイツ人が入植していった結果、漸く都市と呼べる集落が形成され、その地の繁栄へとつながった事、しかしこれら諸都市の中世的繁栄も19世紀の強大化する国家権力の影響下で崩壊していったという事、と説いた。このようにしてブルンナーは、まず現在の状況を正しく理解するためには、中世、及び中世の都市と市民を知ることが大事である、という事を幾度となく説く。特にここで彼が強調したのは、彼の生きている時代の現状は喜ばしい状況にはないが、それは一時的なことである、なぜなら、ドイツ人はこれまで様々

⁴⁹ Ibid., S. 39.

⁵⁰ BRUNNER, Otto: Bürgertum und Städtewesen im deutschen Mittelalter, in: BRUNNER, Otto / DOPPSCH, Alfons (u.a.): *Das Mittelalter in Einzeldarstellungen (Wissenschaft und Kultur Band III. Das Mittelalter)*, Leipzig / Wien 1930, S. 153-167.

⁵¹ Ibid., S. 153.

⁵² Ibid., S. 167.

⁵³ Ibid., S. 156.

オットー・ブルナー（1898-1982）の1920年代の功績にみる後の「ナチの歴史家」の萌芽

な問題を克服し、そしてその都度成功を収めてきた、という事であり、このようにドイツ民族の優越さをあからさまに主張することをブルナーは1930年頃から始める。かつては敵対地としてしか論文の中で扱われてこなかった東方地域が、ナチ色が強くなるにつれ、ドイツ人たちが侵攻した地域、そしてそこで文化を築いた地域である、という見解に傾き、それを論文という形で発信していくのである。

むすび—後の Nazihistoriker の萌芽は見いだせたか

ここで、本論のまとめとして1920年代の若き歴史家ブルナーの学術的関心の変遷と拡大について押さえ、本論冒頭の問い、ナチ時代に大成する西洋中世史家ブルナーの土台が1920年代にどのようにつくられていったのか、という問いに答えていく。

少年期と青年期をウィーンだけでなく、ドイツ系住民が特権を有しながらもスラブ系民族が多数居住する地域（イフラヴァ、ブルノ）ですごし、軍人の継父を持ち、自分自身も前線で従軍する、という経験をしたうえで、ブルナーは1918年に大学に入学する。この時点で彼は第1次世界大戦終了後まもなくのオーストリア、そしてドイツが抱える様々な問題や課題を概ね理解していた。大学では専門の歴史学と地理学以外の分野においても見識と人脈を深めていった。歴史学においては、実証史学に基づく研究方法を各種歴史補助学の分野で習得し、アーキビストとしてそして歴史学者として、地域史・経済史研究において当初、着々と功績を築いていった。

研究分野は、地域史、経済史、法制史、政治史などを含む社会史全般へふくらんだ。そしてブルナーは、ハプスブルク帝国支配下の各地域における住民つまり権力者だけでなく市民層・農民層も含め一を、それぞれの居住地・植民地、経済的状况、社会的階層、法制的秩序という相互的な影響関係という枠組みの中にある「内部構造」(inneres Gefüge)⁵⁴の要素としてとらえようと、中世以降の変遷を叙述していた⁵⁵。また、彼の研究において特徴的であったのは、一般的な学説批判だけでなく、それより厳しく従来の研究方法を批判することであった。このような研究方法批判の一環でブルナーは、中世史研究に際して使用される各「概念」の再考を提唱することを始める。更なる流れで、中世の時代を描写するに際して、近代的思考、近代的基準、即ち「国家と社会」の分割的思考(Trennungsgedanken)でもって中世社会を考察してきた従来の研究を激しく批判するのである。

また、既に1920年代にブルナーは中世の事柄を扱いながら、オーストリアとウィーンを東方の敵に対する防壁として位置づけること、反ユダヤ政策を歴史的に正当化するこ

⁵⁴ BRUNNER, Die Finanzen der Stadt Wien (note 23), S. 447.ところでこのinneres Gefügeという言葉はブルナーはその後も使用する。例えば1958年に発表し、その後、イタリア語や日本語に翻訳されることになる論文のタイトルにも使われている (BRUNNER, *Inneres Gefüge des Abendlandes* (1958), S. 319-385)

⁵⁵ CONZE, Nachruf Otto Brunner (note 6), S. 452.

と、ドイツ人の東方植民を肯定化することを行っていた。この中でも特に、東方の外地に居住するドイツ人住民についての歴史、彼らのその地における功績、彼らがハンガリー人など、東方の現地人に囲まれ受けてきた苦悩についての関心はドイツ国内、そしてブルンナーの中で強くなる。即ち、過去のドイツ人が受けた苦悩に対して、現在のドイツ人が報復することの可能性を求めるのである。そこに歴史家ブルンナーのプロフィールとこれまでのキャリアは、そして関心が合致していくのであった。

最後になるがブルンナーのここまでのキャリア・アップを概観し、その後の彼の道程を記しておく。国立古文書館に勤務している傍らブルンナーは1926年に博士論文、1929年に教授資格論文を提出し、教授資格を獲得、同年秋からウィーン大学で非常勤講師として教壇に立ちはじめた。オーストリア歴史研究所の所長でありウィーン大学中世史・オーストリア史教授ハンス・ヒルシュ（Hans Hirsch, 1878-1940）はアーキビストとして、大学教員として活躍する若き歴史家ブルンナーを非常に高く評価していた。そしてそのヒルシュの後押しがあり、1931年10月1日付けでブルンナーは古文書館を去り、ウィーン大学の中世史・オーストリア史分野で助教授として勤務し始める⁵⁶。更にその約2週間後10月17日、ナチドイツの学術機関として先述の南東ドイツ学術振興会（SODFG）がウィーン大学内に設立されたが、その初期メンバーにブルンナーも動員された。この学術振興会において、ブルンナーはこれまで以上にナチにとって有益な学術的活動をしていくのであるが、その点についての論述は、今後の課題とし、本論文を終了する。

⁵⁶ KORTÜM, Hans-Henning: Otto Brunner, in: Fahlbusch, Michael et al. (ed.): *Handbuch der völkischen Wissenschaften. Akteure, Netzwerke, Forschungsprogramme. Unter Mitarbeit von David Hamann. 2. vollständig überarbeitete und erweiterte Auflage.* Bd. 1, Berlin 2017, S. 93-104, hier S. 95.